

児童養護施設のアフターケアにおける自立支援

同志社大学社会学部社会福祉学科 1109202072 田口穂実

指導教員：鈴木良

## 梗概

本研究では、児童養護施設退所児（以下、退所児）が退所後に抱える困難を踏まえた上で、自立支援の一環として行われる児童養護施設によるアフターケアの現状と課題、解決策を明らかにすることを研究目的とした。

研究の方法としては、アフターケアに関わる先行研究を検討した上で、児童養護施設の職員へのインタビュー調査を行なった。

この結果、アフターケアの課題として「職員不足や施設の過負担」、「家族関係の困難」、「セーフティネット・訓練の場の欠如」、「地域との連携不足、制度の不十分さ」が明らかになった。

今後のアフターケアのあり方については、施設内では「職員不足の解消」、「組織的な体制」、「家族関係の困難の解消」、「セーフティネット・訓練の場の構築」、施設外では地域との連携・情報共有、「より充実した経済的支援」、「施設と退所児の位置付けを示す制度」、「当事者同士の関わり場の場」が重要だと考えられた。

## 目次

### 序章

#### 第1節 研究の背景と目的

#### 第2節 児童養護施設退所児の進学・就労状況

### 第1章 自立の定義と支援の種類

#### 第1節 社会福祉における自立の定義

#### 第2節 児童養護施設退所者における自立の定義

#### 第3節 児童養護施設自立支援の種類

### 第2章 アフターケアの先行研究

#### 第1節 アフターケアの主な事業内容

#### 第2節 施設視点の現状と課題

#### 第3節 退所児視点の現状と課題

第4節 考察

第3章 インタビュー調査

第1節 調査概要

第2節 X施設でのアフターケアの現状

第3節 考察

終章 結論

参考文献

謝辞

## 序章

### 第1節 研究の背景と目的

私が児童養護施設退所児（以下、退所児）アフターケアをテーマにした理由として、児童養護施設でのアルバイトの経験が挙げられる。私は元々子どもが好きだったことから児童福祉に興味を持ち、2021年の5月から現在にかけて、児童養護施設で暮らす3歳～7歳の入所児と関わるアルバイトをしている。このアルバイトを通して入所児と関わる中で、一般家庭ではなく施設で暮らしてきたことにより将来進学面、就労面、精神面などに対してハンデが生じる可能性を危惧し、度々施設を退所した後の児童の生活について考えるようになった。

この経験から、児童養護施設で行われている支援には様々な種類があるが、今回は退所児の退所後に行われるアフターケアに着目し、先行研究の分析と、インタビュー調査を通して現在のアフターケアの現状と課題を明らかにし、今後のアフターケアのあり方について考察する。

### 第2節 児童養護施設入所者の進学・就労状況

厚生労働省は、2022年3月31日に保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上擁護を必要とする児童などに対し公的な責任として、社会的に擁護を行うことを目的とした調査を行い、「社会的養育の推進に向けて」という題の調査結果を掲載した。調査の対象児童は約40000人で、そのうち児童養護施設の児童は約2万3000人である。

この調査によると、表1からわかるように、令和2年の時点で児童養護施設児の中で中学校卒業後に高等学校へ進学した児童は全体の94.9%、そして高等学校卒業後大学に進学した児童は全体の17.8%、専修学校等に進学した児童は全体の15.3%に及ぶ。一般の児童の進学率と比較すると、一般の高校進学率は全体の98.8%であり児童養護施設児とあまり差は感じられないが、一般の大学進学率は52.7%であり児童養護施設児の17.8%の割合と比べてみるとかなりの差があることが分かる。

職率が一般は18.3%なのに対し、児童養護施設児は58.8%とかなり高く、退所後就職する児童が多いことが分かる。一般家庭で育った児童と施設で育った児童の進学率と就労率に大きな差が生じていることをこの調査を通して読み取ることができる。

表1「進学及び就職の状況」

①中学校卒業後の進路（令和元年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和2年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,231人	2,117人	94.9%	33人	1.5%	50人	2.2%	31人	1.4%
(参考)全中卒者 1,108千人	1,095千人	98.8%	3千人	0.3%	2千人	0.2%	7千人	0.7%

②高等学校等卒業後の進路（令和元年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和2年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,752人	311人	17.8%	268人	15.3%	1,031人	58.8%	142人	8.1%
うち在籍児 356人	109人	6.2%	67人	3.8%	117人	6.7%	63人	3.6%
うち退所児 1,396人	202人	11.5%	201人	11.5%	914人	52.2%	79人	4.5%
(参考)全高卒者 1,126千人	594千人	52.7%	243千人	21.5%	206千人	18.3%	83千人	7.4%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
131人	128人	97人

## 第1章 自立の定義と支援の種類

本章では、社会福祉、さらに退所児における自立の定義を明らかにし、児童養護施設が行う自立支援の種類について記したい。

### 第1節 社会福祉における自立の定義

今回のタイトルでも挙げているアフターケアは、児童養護施設における自立支援の一つである。自立支援とはその名前の通り児童養護施設に入所している、そして、入所していた児童の自立を促すための支援のことを指すが、この自立という言葉は世間でも社会福祉の分野においても多様な意味合いを持って使用されている言葉だと考えられる。そのため、この章ではこの論文における自立の定義を導いていく。

まず、世間一般で認識されている自立の定義として、この国の代表的な国語辞典である広辞苑を用いる。ここでの自立の説明では「他の援助や支配を受けず自分の身を立てること」と述べられており、個人の力のみで生活していくことが自立だと定義されていることが分かる。しかし、社会福祉の分野では児童、障害、高齢など、生活する上で支援が必要になるケースがほとんどであり、この定義を用いると福祉の対象となる人々は自立の定義

に当てはまらない。しかし、社会福祉政策の中には度々自立という言葉が用いられており、福祉の対象者の自立、そして自立支援に着目されていることが分かる。

では、社会福祉における自立の定義とはどのようなものか。次に、「社会的養護から旅立つ若者への自立支援」に解題として掲載されていた草間吉夫の「わが国の児童養護における自立と自立支援」を用いて定義付けていく。この文献によると、これまでに社会福祉における自立について様々な見解が展開されてきており、1978年にアメリカ自立生活調査研究所は自身が見解する自立の定義について次のように述べた。「自立とは、日常生活における自己選択、自己決定、自己管理、そして自己実現の行為と過程をいう。」といった内容であり、自身で自分の生活について考え実行していくことが自立であるとした。

一方、この定義に対して東京都心身障害者福祉センターは、「自立とは、『生活保護や福祉サービス』を受けなくて済むようになることを意味するものではない。むしろ逆に、たとえばどんな重度な障害であっても、彼または彼女が、地域社会において、主体的に生きる全人格者として、その自己実現を図ることこそが、本物の自立である。」と述べる。

これらの見解をまとめると、先述した広辞苑の自立の定義とは違い、他者に依存することは必要な要素であり、それを利用した上で自己実現をしていくことが自立であると考えられる。そして、草間はこれらの見解を通して、自立の定義の中で「障害の有無にかかわらず人間本来が有している『人としての尊厳』と、それを可能な限り達成できるように『保障』していくことを通して、自己実現を図ることが重要であると強調されている」と述べている。これらの内容から、本研究では、一人ひとりの尊厳を保証できるよう環境を築き、自己実現を図ることを自立の定義とする。

このようにして、社会福祉における自立の定義を述べたが、社会福祉の高齢、障害、児童など、それぞれの分野において自立の定義が変わっていくと考えられる。そのため、次に今回の分野の児童養護施設で暮らす児童にとっての自立の定義について考えていきたい。

## 第2節 児童養護施設退所者における自立の定義

ここでは先述した社会福祉における自立の定義を前提とした上で、退所児に焦点を当てて自立の定義を導く。一般では、就労し、経済的に自立ができていれば自立していると捉えられるのではないかと考える。しかし、退所児にとっての自立の定義として就労、経済的な自立のみと捉えて良いのか、様々な見解を通じて考察していきたい。

まず、児童養護施設の入所児童の自立に焦点を当てて研究をしている東洋英和女子大学前教授の大嶋恭二は、「児童の社会的自立という観点から自立概念の提示を試みている。」と述べ、同時に「就労自立を中心に（中略）、日常生活の自立、精神の自立があって初めて全体として社会的自立が構成される。」と見解を示す。一方、前掲の高橋は「自立には、個人的な自立と社会的な自立があり、社会的自立についても、個人としての社会的自立と社会的認知としての社会的自立が考えられる」と述べ、個人的な自立と社会的な自立を自立の定義と示す。

これに対し、愛知淑徳大学の柏女霊峰は「自立には、個人的な自立と社会的認知としての自立がある。個人的自立には、身体的自立と心理的自立、社会的自立がある。」と述べる。加えて、神奈川県立大学教授の新保幸雄は、「自立という言葉の意味は、その言葉が用いられている文脈によって必ずしも一様ではない」と見解を示し、「経済的自立、精神的自立、社会的自立、身体的自立という四つの構成要件のどれかにその重心を置きながらも、他の構成要件との調和をとりながら全体としての自立が達成される」と述べる。これらの見解は、それぞれ少しずつ違っていることが見て取れる。

これらの見解に対して草間は、「筆者が考える自立の概念は、最初に挙げた大嶋の捉え方に近い。その中でも特に重要な要素として精神的自立をあげたい。ここでいう精神的自立とは、自分と他人の区別、すなわち入所児童にとっては親あるいは保護者になるが、その親に対する見方に偏見がなく客観視できるとともに、ある程度需要できている状態のことを指している。」と述べている。さらに、これらの見解を通して「自立とは自己実現するための諸能力を高めることである。児童の自立とは、精神的自立・経済的自立・日常的自立を確立しながら、その総体としての社会的自立を高め自己実現していく過程と状態をいう。」と述べ、「つまり、自立は最終目的ではなく、あくまでも自己実現するために欠かせない必要な手段あるいは達成すべき目標であると捉えている。」と結論づけている。

これらの見解を通して、私自身も草間氏の考え方に共感した。この研究を始める以前は、退所児における自立として就労し1人で金銭面の管理ができることを想像していたが、研究を進める上でそのみが自立ではないと考えが変わった。本人が自分の将来について考え、それを実現していく環境が揃っている段階が自立だと考察した。自己実現ができる環境とは、精神的自立・経済的自立・日常的自立を確立することであり、そのため退所児における自立とは精神的自立・経済的自立・日常的自立を確立し、自ら自己実現を果たしていくことと定義する。

### 第3節 児童養護施設における自立支援の種類

一般財団法人日本児童養護施設財団は、児童養護施設で行う支援は以下の四つに分類されると述べている。

#### ・アドミッションケア

入所する前の準備としての支援のこと。施設入所前に生活のリズムを整え、施設の見学や体験などを行う。

#### ・インケア

施設に入所した子どもたちの日々の生活を支える支援のこと。子ども達の心身が健やかに成長できるようさまざまな支援を行う。

#### ・リービングケア

施設を退所する前の準備期間に行う支援のこと。大きな環境の変化にも対応ができるよう、想定できることを事前に準備していく。個室や別の棟で一人暮らしの練習を行う場合もある。

#### ・アフターケア

施設を退所した子どもたちへの支援のこと。施設退所者のことを「ケアリーバー」と呼ぶが、この呼び名のように施設を出た後は公的責任で保護されている状態ではなくなるため、退所した後であっても施設職員の支援が必要になる。

本研究で取り上げている「アフターケア」は、先述の通り児童養護施設を退所した児童に対する支援であり、家族や親族との繋がりを持たず孤立する恐れのある退所児と繋がりを持つことで退所児にとっての自立した生活を促すことができる。どの自立支援も児童養護施設で暮らす児童にとって欠かせない支援だが、アフターケアは個人に対して制限を設けず長く長く支援を行うことが大きな特徴であり、退所児の自立した生活を作り、維持していくための大切な支援であることが考えられる。



## 第2章 アフターケアの先行研究

この章では、アフターケアの主な事業、そして施設側の視点と退所児側の目線から見た現状と課題を記していく。

### 第1節 主なアフターケア事業

主なアフターケアの事業内容として、厚生労働省の「社会的養育の推進に向けて」によると「児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所したものの同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。」とされている。

退所前の児童に対する支援として、「社会常識や生活技能等習得するための支援」「進路等に関する問題の相談支援」「児童同士の交流等を図る活動」、退所後の支援として「住居、家庭等生活上の問題の相談支援」「児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援」「就労と生活の両立に関する問題等の相談支援」が挙げられる。さらに、退所児に対する就労の支援として、「適切な職場環境の確保」「雇用先となる職場の開拓」「就職面接等のアドバイス」「事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ」が挙げられる。

### 第2節 施設視点の現状と課題

平成 28 年度、全国社会福祉協議会では、「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業」を行い、児童養護施設を退所した児童を支援する主体で、社会的養護施設等や退所児童等支援事業所に対してアンケート及びヒアリング調査が実施された。調査対象は、退所児童支援事業所 39 件と、全国の社会的養護施設 1186 件（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立支援ホーム）である。ここでは、退所児に対する支援の種類が示されており、全体で相談支援が 91.7%、就労支援が 87.5%、住宅支援が 62.5%、居場所づくりが 75.0%、学習支援が 29.2%、経済的支援が 33.3%、情報提供が 79.2%となっている。相談支援が最も多く、一方で学習支援、経済的支援の割合が低いことがわかる。

そして、これらの支援の枠組みに関する課題点が挙げられていた。まず、職員体制の課題点として、現在の入所児童の対応で退所児童支援に積極的に取り組むことができない点が

挙げられる。職員が不足していることで超過勤務や休日に対応しなければならないケースがあり、担当職員が退職した場合、繋がりが切れてしまうケースもあるという。

次に、必要経費の課題点として、退所児童に関する費用は持ち出しとならざるを得ず、施設長・職員個人負担の場合もある点が挙げられる。加えて、支援の主体が施設か児童相談所か明確になっておらず、児童相談所は20歳を超えると対象では無いと判断する場合もある。

さらに、情報共有・連携に関する課題として、要保護児童対策地域協議会に全てのケースを上げることはできないため、退所児の情報を地域で共有ができないこと、保育所等への情報提供をしても、その後のつながりが途絶えてしまう点が挙げられる。この点について、施設だけが支援を抱え込むのではなく、関係者・関係機関と連携し、地域のネットワークにも、退所児童の支援について広く伝えていく必要があると考察がされていた。

その他に、実際の支援に関する課題として、退所児童支援をいつまで行うのか、何をするのか、といった明確な基準が存在していないこと、本人や家族から拒否されることで関係性づくりができないこと、住まいの場の確保が必要であること、施設から離れた生活の場合物理的距離が生じ、具体的な支援が難しく疎遠になってしまうこと、職員体制等の関係でグループとしての関わりが優先され、個別のケアにまで至らないケースがあること、措置変更後の支援は基本変更先に委ねているため、情報提供はするも積極的な働きかけはしていないこと、小規模化に伴いそのホームごとに考え方が違ってしまい、アフターケア担当職員と担当職員の関わり方の考え方がずれてしまうケースがあること等が挙げられていた。

### 第3節 退所児視点の現状と課題

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科助教授である片山は、かつて児童養護施設に入所していた退所児にインタビューを行い、退所児の語りからアフターケアのあり方について検討することを目的とした研究を行った。研究対象は2005年の児童福祉法改正において、アフターケアが児童養護施設の業務として定められた後に、北海道にある児童養護施設から退所し、高校卒業後の4月から一人暮らしをした4名であり、調査実施期間は2016年5月から8月である。なお、この論文では児童養護施設退所者を「当事者」と表している。

調査の結果として、初めに退所後に直面した困難について7点挙げられていた。家族からの金銭面の搾取、児童養護施設退所後の関わりによる家族との関係の悪化、虐待加害者であった実父からの関わりの強要などといった家族関係の困難、調理ができない、生活に必要な日用品購入の知識の欠如などといった生活スキルの困難、就職先において失敗をした際に、

当事者が児童養護施設の出身だからという偏見や中傷を受けたり、元入所児童から借金の依頼や保証人の依頼を受けたりして人間関係の困難、就職先の学費の支払いの滞り、計画的な金銭活用ができず施設入所中の貯金の散財などの金銭の困難、保証人を立てる必要がある際に、虐待加害者であり金銭の搾取があった実親に依頼するしかあてがないといった保証人の困難、学業と仕事の両立による体調不良、国民健康保険未加入による医療費の全額負担などといった医療関係の困難、子育ての伝承がない当事者自身の生育歴から自分自身の子育てへの不安があったという育児の困難が挙げられる。

次に、アフターケアの課題点として、出身施設からアフターケアの説明が実施されておらず、出身施設がアフターケアを行うことを知らないまま施設を退所したこと、入所中に施設がアフターケアを実践している様子を見ておらず、説明を受けても具体的イメージが持ちづらいこと、出身施設からのアフターケアそのものが未実施であること、口頭説明だけでは安心ができない、アフターケアで何を行うのかの計画書が無いこと、施設退所後の職員や入所児童の変化で疎外感があること、施設への在籍が所属の証明であり、退所後は出身施設に所属感を感じられず、相談がしづらいこと、施設は過去の存在で施設退所後の生活における困難についての相談がしづらいこと、職員個人に依存したアフターケアで、施設内で情報の共有が行われていないこと、退所後は施設に関わってほしく無い人もおり、無差別無条件で全員に行うのは違和感があること、地域において施設に対する偏見があり相談のしづらさがあること相談のきっかけが持てないこと、自立が孤立になっており困難の自己解決による困難のスパイラルに陥ることが挙げられていた。

そして、対象者はこの課題を通して今後求めるアフターケアについても述べていた。相談のしづらさの解決、施設への所属感喪失による疎外感への配慮、居場所があり居心地のいい帰省できる場所としての施設であること、画一化された支援ではなく本人希望に沿った当事者主体の個別化された支援、記録と引き継ぎが行われる職員個人に依存しない組織的な支援、アフターケア計画書が作成された計画的な支援、当事者から次代の当事者へ知識や経験の伝承を行い苦勞の連鎖の阻止を行う支援、当事者と職員の交流を行い相談のきっかけの機会を作ること、ロールモデルとしての当事者間支援、当事者とのコミュニケーションの充実、当事者が住んでいる地域に相談できる、地域における施設に対する理解の促進、当事者が選択できる当事者主体支援、無差別無条件の支援ではなく本人の希望に沿った支援を実施することといった点である。

これらの調査結果を通して、片山は今後のアフターケアのあり方として、「当事者主体に

よる個別化された支援」「職員個人に依存しない継続した支援体制と相談のきっかけ作り」「当事者が住む地域資源を活用した支援」の3点を挙げている。「当事者主体による個別化された支援」については、「当事者の意見や希望を中心とした個別化された支援計画を当事者と共同で作成し、十分な説明と同意のもとで実行する必要がある」とし、当事者性を重視してアフターケアを行うことで、当事者の主体性を生み出すことができ、同時にエンパワメントを高める上で重要だと述べている。「職員個人に依存しない継続した支援体制と相談のきっかけ作り」については、「組織としての継続的なアフターケアの取り組みを実施し、安定した自分の存在の拠り所となる場所となることが重要」だと述べている。一方で、「今回の少ない調査対象者からも出身施設との交流を拒否し、職員との適度な距離感での個人的な繋がりを求める当事者もいた」と述べられている。どの退所児にも寄り添えるアフターケアをしていく必要があることが分かる。「当事者が住む地域資源を活用した支援」では、「当事者の生活の場は必ずしも施設が設置されている地域とは言えない」と述べ、「地域における社会的養護に対する理解の促進も求めた上で自分が住んでいる地域での相談を希望している」という。

#### 第4節 考察

先行研究を通して、施設側は課題点として職員の不足により職員個人への負担が大きいこと、そのため退所児個人に対するケアに手が回らないこと、アフターケアにかかる資金を施設側が出していること、退所児が現在暮らす地域と十分な連携が取れておらず施設だけでアフターケアを担っていること、退所児との物理的な距離から支援ができていないこと等が挙げられており、これを通して施設側がアフターケアの大部分を受け持っていることが根本的な原因だと示唆される。施設のみがアフターケアを行うのではなく、専門職や地域資源、制度を整え、利用していくべきだと考える。

一方、退所児は課題点として施設への所属感が失われ相談がしづらいこと、無差別条件で全員にアフターケアが行われていること、退所児が現在暮らす地域での支援を必要としていること等が挙げられ、施設側の調査結果と通ずるものがある。これに加えて家族関係の困難や、退所児同士の繋がりの不十分さを挙げており、この点においても施設や地域資源、専門職等で改めて働きかける必要が示唆された。

## 第3章 インタビュー調査

本調査では、インタビュー調査の分析結果について記したい。

### 第1節 調査の概要

2023年7月25日、8月1日の二日間、2人の職員の方にそれぞれ1時間程度で私がアルバイトを勤めているX施設にてインタビューを行った。X施設は、Y県にある児童養護施設であり、児童の定員が60名、職種が施設長、副施設長、事務長、ケア・ワーカー、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、栄養士、調理員、非常勤（ケア・ワーカー、心理両方担当職員、嘱託医、学習指導員、宿直要員）となっている。大正13年に保護施設と認可を受け設立された施設である。

インタビューを受けて下さった1人目はX施設で自立支援コーディネーターとして働くAさん、2人目はX施設で職員として働くBさんである。AさんはX施設の自立援助ホームで4年、自立支援コーディネーターとして4年勤務し、これまで30人以上のアフターケアを担当している。

自立支援コーディネーターとは、東京都が2012年4月に全国に先駆けた取り組みの中心ともいべき自立支援強化事業を開始し、施設に配置された専門職である。当時は東京都の単独事業であったが、2020年には全国配置になった。自立支援コーディネーターの役割は、「自立支援計画書策定への助言及び進行管理」「児童の学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携」「高校中退者など個別対応が必要な児童に対する生活支援、再進学または就労支援」「施設退所者に関する継続的な状況把握及び援助」である。そして、BさんはX施設で11年勤務し、年数が長いためアフターケアの方にも従事している。現在は10人ほどの女性のアフターケアを担当する。

### 第2節 X施設でのアフターケアの現状

#### 1. 進学面

現在X施設の退所児の進学率は9割ほどで、短大、専門学校、大学のいずれかに進学している。残りの1割の退所児は自ら就労を望んでいたケース、知的、精神の障害があり就労を選ぶケース、奨学金を借りてまで進学はしたくないからと就労を選ぶケースなどがある。在所時には施設や国からの支援で塾に通っていて、勉強するための環境は確保されている。進学した際に退所児は一人暮らしをするケースがほとんどだが、中には措置延長をして施設

から大学に通うケースもある。施設側は職員、自立支援コーディネーターで協働し金銭面の管理、月に一回の家庭訪問、食品の仕送りなどを中心に支援が行われている。それに加えて、自立支援コーディネーターの A さんは様々な種類の奨学金、児童養護施設で暮らす子どもたちのための助成金等を探して申請をする、進学の手続き・引越しの手続き等を行う、学校との繋がりを持ち退所児の様子を聞くなどといった様々な支援を行なっている。

しかし、進学をサポートをする中で一つ課題点を挙げられていた。それは、退所児の学校での状況を聞こうとしても措置が切れていると部外者の扱いになってしまう点であり、この点について「この子の学費の支払いとか奨学金の申請の状況とか聞こうとすると、その子と大学行ってわざわざ聞きに行かないと答えてくれない、それってめちゃくちゃ手間なんです」と悩んだ様子だった。実際に、部外者の扱いになってしまうことから起こった事例も語る。22歳男性、現在大学に通われている C さんの事例である。

C さんは小さい頃から X 施設に入所しており、バイトをしながら生計を立てている。加えて自分のやりたいことにも挑戦されており、充実した大学生活を送っているという。しかし、C さんが施設を退所し進学する際には、C さんの措置が外れてしまうため入学、奨学金、引っ越しなどの決め事を X 施設の職員が担当することはできなかった。そのため母親と面会を行わなければならないが、C さんの場合は無事同意を得ることができたが、X 施設の職員は面会をする中で母親がお金を搾取しないかという心配があった。このケースでは、結果的に C さんは自立した生活を送ることができているように示唆されたが、先ほどの課題点で述べた進学の準備の段階で問題が生じている。この事例に対して、「退所児が措置から外れることで、進学する時に施設職員が保護者的な役割を果たせないことは大きな課題」だと語る。C さんは大きな揉め事も無く母親からの同意をもらうことができたが、児童養護施設では両親の問題によって入所している児童が大半であるため、トラブル無く保護者の同意をもらえるケースはそう多くないと考えられた。

さらに今後どのような制度が必要か尋ねた際に、退所児と施設の何らかの位置付けができる制度が必要だと語られた。退所し措置が切れた後も、進学の準備や進学した後の学校とのやりとりをする上で、退所児との何らかの位置付けがされていればやりとりが円滑に進み、アフターケアが行いやすくなることが示唆される。

そして、進学とは少し異なるが、退所して措置を切った後も児童相談所は 20 歳までが対象であるため 20 歳以下の退所児に何かあった際は対応をされており、その際に児童相談所から「一人暮らし失敗しちゃいましたってなっても施設に改めてお願いしますっていうこ

とは100%ない」と語る。退所児にトラブルが生じたとき、退所児との位置付けがないため支援する役割を与えられず、この点も位置付けが欲しいという思いに繋がっていることが示唆された。

## 2. 障害面

児童養護施設入所者の中には障害をもった児童もいる。知的障害、発達障害を持つ人もいるが、精神障害を抱えているケースが最も多いという。X施設の職員は、障害を持つ退所児に対しては、アパートの大家や退所児の勤務先の職員等に対して退所児がどのような障害を持っているか、どのような特徴があるかを説明し理解してもらえるよう働きかけている。一方で、訪問できる支援者を見つける、病院や市役所と繋がりを持ち診察や生活保護に付き添う、心理士との面談の場を設ける、A型、B型などの就労事業所に繋げる、グループホームに繋げる、などといった支援を行なっている。グループホームに繋がった退所児とは以前に比べて関係が薄くなってしまふことが多いそうだが、X施設の退所児が集まるイベントなどを通じて関係を保っている。インタビューで発達障害、精神障害の事例を教えていただいた。21歳女性のDさんの事例である。

Dさんは19歳まで一般家庭で暮らしており、看護学校に通っていた。昔からアスペルガーの疑いがあり、学費を稼ぐためにバイトをするも障害の影響でバイトがなかなか続かない状態だった。加えてDさんの母親はDさんの奨学金に手をつけて生活を回しており、バイトが続かないDさんに対して暴力を振るっていた。Dさんの通う学校の先生が暴力が振るわれた形跡を発見、通報し、X施設の自立援助ホームに繋がった。しかし自立援助ホームは20歳で出ていく仕組みになっているため、その後は一人暮らしを始め、X施設でアフターケアを行う形になった。アフターケアでは仕送り、週一回の面会、病院の付き添いなどを行うが、Dさんは摂食障害、PTSDに悩まされ大学を退学した。現在は生活保護を検討中だという。

Dさんに対して、「19歳まで施設で保護されんとずっとそんな搾取を受け続けてきたことってというのは、その子の自由だったり人権みたいなことも全部蔑ろにされてきた経験しかない子やから、自分のために何かするっていうより人のために何かしてあげないと自分の存在意義がわからない状態」だったと語る。そのため、Dさんにとっての自立は「親から離れて自分の思うようなことをして、そこで自分はどうあるべきかっていうようなことを見つめ直すことからスタート」だと語る。障害を持つ退所児への具体的な支援が分かり、同時に自

立の定義を一括りにするのではなく、退所児一人一人にとっての自立した生活が何か考え、それに沿って支援を進められていることも示唆される事例だった。

### 3. 孤立

X施設では毎年2回アンケートを取っており、そのアンケートでは「相談する人っていうのは学園の職員はマストでついてくるし、それに他の友人だったり学校とかね、地元の友達とか保護者さんとかそういうふうなところがちょくちょくついていきて、孤立はしてないなど、そういう様子が伺える」と語る。退所児側も、退所後にX施設と繋がりを求めるケースが多く、双方が繋がりを継続したいという気持ちでいることが分かる。しかし、もう1人の職員は「孤独な子が多い。親がいない、友達関係もあまり作れない」と語る。ただし、X施設の退所児同士のネットワークはできているようで、退所児同士で繋がってる児童が多く、「やっぱり同じ境遇だからこそ楽に付き合えるのかなとかは思いますね」と語る。実際に、両親との繋がりが無く孤立の恐れがあるEさんの事例を紹介する。

23歳女性のEさんはネイルの専門学校に通い、ネイル関係の職場に就職した。しかしEさんは昔不登校になった経験があり対人関係に不安を持っており、結果職場でもオーナーとうまくいかず退職した。その後ネイルの職場の面接を受けるも上手くいかず、Eさんはガールズバー、キャバクラ、居酒屋など夜の仕事を始める。結果アルコールに依存し、うつ病の疑いも出てきた。X施設の職員はやりたかったネイルの仕事をもう一度やってみるのはどうかと声をかけ、生活保護や病院を進めるもEさんは福祉につながることに抵抗があり嫌がっている。

この事例に対して、「親の協力の見込みない、兄弟2人いるんですけどどっちも無理、ってなったらうちで幼少期からずっと大きくなってると子なので多分頼れるところがうちしかなくて」「あんまり押しすぎる支援をしても、もういい、連絡取るのやめよってなってしまうと、それこそほんまに自殺しいひんかなとかそういう不安もあって」「難しいケースです」と語る。Eさんは家族との繋がりがなく、親族には遠慮し相談ができない状況であるため、X施設の職員との繋がりが無くなると孤立してしまうケースが考えられる。

他にもEさんと同じように、人間関係で上手くいかず大学を退学したり、退職してしまうケースがあるようで、これも一つの課題である。

### 4. 地域資源



地域資源は、自立支援コーディネーターである A さんが繋がりを多くもっている。まず、同じ都道府県で活躍する自立援助ホーム、自立支援コーディネーターと繋がり、情報を共有するため二ヶ月に一回会議を行なっている。例えば、新しい事業などといった地域資源の情報共有、それぞれが携わっているケースの共有などが挙げられた。そして、青少年の居場所事業、市役所、障害者施設、ボランティア団体、学校、警察などと繋がりをもっており、これを通じて生活保護のやりとりや障害者のための A 型、B 型の就労事業所、学校の様子を聞きに行くことや犯罪に巻き込まれた際のやり取りなど、幅広く支援が行なわれている。地域資源の活用について、「この子達が将来困るであろうお金とか人とか孤独とか、そういうところに関して準備立てをしていくために、地域資源に繋ぐっていうのは大事な仕事」だと語る。ただし退所児のための居場所事業ではすでにコミュニティができていることが多く、案内はするが実際に参加する例はあまりないという。

## 5. 継続した支援

施設側から働きかけるアフターケアは、退所してすぐの場合経験不足で問題が多い 5 年以内の退所児を主に対象としている。そのため 5 年過ぎた退所児に対して施設側から働きかけることは無いが、向こうから相談に来られた場合は何歳でも受け持っている。実際に X 施設では 5 年を過ぎた方の就職の相談を受けたり、ハローワークに付き添うなどといった支援をしている。

一方で、X 施設では年に一回退所児であれば誰でも集まることのできるイベントを開催し、繋がりを継続されている。特に退所して年数が経った退所児は、児童養護施設は職員の回転率が速いため親しい職員がいなくなってしまうことがよくあり、そういった退所児とこのイベントを通して繋がりを持ち、いつでも来れる場所だと認識してもらうよう務められている。これに対して、「ここに措置されてる間にうまくいかんかったから、18 歳でここを卒業していくっていう話になるから、じゃあこれが第二の故郷、というか実家になるはずだから、それはちゃんと残してあげなあかんって思う」と話す。

## 6. セーフティネット

今後 X 施設で取り組みたいことは何かと質問をした際に、インタビューの中でセーフティネットが欲しいと話していた。「一人暮らしして隣のお家がすごいクレマーで、今にも引っ越したいけどとりあえず今日だけでも寝る場所ないんかってなったら実家あるやろっ

てなるけど、実家に帰れない子たちだから」「僕らが所有するマンションとか、生活させてあげる場所とか、一旦X施設の所有する場で一人暮らししたらええやん」「空き家問題があるんやったらそういうふうなマンションの空いてるところかをうちに譲ってくれたらええのにとか毎日思う」と語っており、X施設で何かあった時のためのセーフティネットを作っ  
てあげたいという思いが示されている。

さらに、「民泊とかできたらいいですね」「民泊をやれば掃除やったり料理やったりできる子を雇えるし、うちで雇っていっぺんそこで社会不安ある程度解消してから外に出ることもできるし」と語り、就労支援のような場も設けたいという意思が示唆された。

## 7. 経済支援

今後どのような支援が必要か尋ねた際に、AさんもBさんも退所児が求めている1番の支援として金銭的な支援を挙げた。しかし、「お金の支援とか言ってますけど割と充実してるんやとは思いますが」とも語られた。

では、なぜ金銭的な支援を退所児が求めているかということ、児童手当の存在が大きいという。「家庭が崩壊して、でもなんとかギリギリまでやってきて、高校生になって入所してきた子って児童手当ないんですよ。親が使ってしまったパターン、児童手当を子どものために取ってましたっていう親はいないので。」「うちは施設に入った時点で児童手当は施設に入ってるので、それを分配して貯めてくださってるので、卒園する時一人暮らしのお金として家具家電を買えるんですけど、本当にお金がない子は家電もないし、寄贈でもらったレンジを渡したりとか、とりあえずあるもので行きや、みたいな子もいます」と語る。実際に、医療事務で働く26歳女性のFさんは、小さい頃に入所していたため児童手当が溜まっている状態で、金銭面でそこまで苦労したことは無かったという。Fさんは奨学金などを利用しながら専門学校に通い、当時はX施設の職員が金銭面の管理を行っていた。そして、現在は困った時だけ職員と連絡を取っている。

この事例を通してFさんは自立した生活を送られていることが示唆され、同時にこのケースを通して、児童手当の有無が退所後の生活に大きく影響してくるのだと感じられた。バイト代をいかに貯めていたか、奨学金がどれだけもらえたか、なども金銭面に影響はあるそうだが、児童手当の存在が退所後の生活に大きく影響することがわかる。児童手当が溜まってい  
ない退所児への金銭面の支援が必要である。

## 8. 人手不足

アフターケアにおける課題について尋ねた際に、AさんとBさんは口を揃えてX施設の職員が不足していることを挙げていた。現在X施設では歴が長い職員がアフターの担当をしており、現在は女子部で年間2、3人が退所している中で、Bさん含めた2人の職員のみで自立支援を進めているという。「私とその子が1番歴長くて、仕事もめっちゃ多くて、プラスアフターもしなきゃいけなくてめっちゃ負担がかかります」「アフターは数が増えるだけなので」と語られた。女子部に限らず男子部も職員が不足しており、自立支援を担当する職員が少ないとそれぞれの退所児への対応が薄れてしまうように思える。そして、退所児が「どうせ今行っても忙しいやろな、とか言いますね」「やっぱほんまに困らへんと連絡してこないですね。いやもっと早く言ってくれてたらどうにかなったやん、みたいなケースの子が泣きながら電話をしてくれたりとか」と語り、職員不足のため忙しく働いている職員に対し連絡することを遠慮してしまうケースが多いことが分かった。

しかし、退所児の中には「私（Bさん）には絶対困ったことしか言わへんくて、もう1人の職員には日頃ちょっとどうしたらいいん見たいな、職員を使い分けたりしてる」と語る。

そして、「場所じゃなくて実家機能を果たすのは人なんです」「自分がいた時に知っててくれる人がいるということが大事」「古い子ほど知ってる職員がおらへんくて繋がりにくい」と言い、職員の回転率の早さからX施設との繋がりが途絶えるケースも存在していることが分かる。

## 第3節 考察

今回のインタビューを通して、X施設の退所児は大学に進学できる環境が整えられているが、経済面や人間関係の問題で大学の退学、そして就労の困難に陥るケースがあること、障害ゆえにアルバイトや就労に負の影響が生じるケースがあること、児童手当を貰えず金銭面が不安定な状態で暮らすケースがあること、職員が忙しいことを知っているため相談がづらい状況にあること、職員との繋がりが無くなると孤立する恐れがあること、職員と退所児の位置付けが持てずアフターケアを行う上で不便が生じること、等の課題を抱えていることが分かった。先行研究では挙げられていなかった新たな問題も見受けられ、施設によって状況は様々であることが示唆された。特に経済面の課題については先行研究で触れられていることはほとんど無かったが、児童手当の有無、進学した場合の学費の支払い等退所児それぞれが様々な事情を持ち合わせているため、様々な事情に合わせた経済的な支援、

制度が今後さらに必要であると考えた。制度に関しては、職員と退所児との位置付けが持っていないことも、何かの手続き等を行う際に職員のみでは対応ができず保護者の承諾が必要なため、家族関係の困難に繋がるケースが考えられ、これについても新たな制度が必要であることが示唆された。

さらに、人間関係の悩みや障害の影響で生活に支障が出るケースがあるため、その際に一時身を寄せることのできるセーフティネット、そして日常生活や就労のための訓練の場を用意することが必要であることが分かった。施設の負担の軽減のために、施設以外で行うことも考えられるが、施設には長く関わった職員がいるため退所児がより安心して利用できることが見込まれる。

一方で、職員は進学、就労、金銭面の管理、住まいの確保、病院や生活保護等の付き添い、地域との連携など様々な役割を施設全体ではなく数人のみで担われており、先行研究でも述べられていた通り、改めて職員不足の課題の深刻さが示唆され、なぜ職員が不足しているのか、具体的な解決策はないのか疑問をもった。同時に先行研究、インタビュー調査とどちらも施設で退所児の実家的な機能の役割を果たしたいと述べられており、この役割を今後果たしていくために、職員の不足や回転率の早さの解消、施設全体で情報を共有し職員個人への負担を軽減するなどの対策が考えられた。

## 終章 結論

本研究では、児童養護施設の退所者における自立として、一人ひとりの尊厳を保証するための環境を築き、精神的自立、経済的自立、日常的自立を確立させ、自己実現を達成していくこととした。

これを果たすためには、①退所児が自ら判断し決定する力を身につけること、②精神・経済・日常面におけるアフターケアを行うことが大切だと考えた。

しかし、アフターケアでは「職員不足や施設の過負担」、「家族関係の困難」、「セーフティネット・訓練の場の欠如」、「地域との連携不足」、「制度の不十分さ」などの課題点が存在していた。さらに、このような課題が退所児の生活に影響し、事態が複雑化していくことも明らかとなった。

そのため、今後のアフターケアのあり方について、施設では「職員不足の解消」、「組織的な体制」、「家族関係の困難の解消」、「セーフティネット・訓練の場の構築」が必要だと考え

る。そしてアフターケアが必要な退所児により着実に対応ができるよう、退所児との信頼関係を継続させ、施設を第二の実家でありいつでも帰れる場所だと心に留めてもらうことが大切だと分かった。

一方、施設以外では「地域との連携、情報共有」「より充実した経済的支援」「施設と退所児の位置付けを示す制度」「当事者同士の関わり場」が必要だと考える。施設の過負担が課題点として挙げられており、さらに施設とは遠く離れた地域で暮らす退所児にとっては地域での支援が大切になる。そのため、施設のみで行うのではなく外部と情報を共有し協働していくことでより充実した支援ができる事が示唆される。

最後に、退所児が望む自己実現のあり方は様々であり、だからこそ一人一人の思いに沿ったアフターケアの計画を考える必要がある。自身の将来の選択肢をさらに広げられるよう、今後アフターケアを始めとした退所児のための自立支援がより充実していくことを願う。

(40×30 17053 文字)

出典：表 1 厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html) (2023/12/10)

## 参考文献

- 遠藤由美 (2022) 『「そだちあい」のための社会的養護』 株式会社ミネルヴァ書房.
- マイク・スタイン (2012) 『Young People Leaving Care Supporting Pathways to Adulthood』.  
(=2015,池上和子訳『社会的養護から旅立つ若者への自立支援』 福村出版株式会社. )
- 成清美治・真鍋顕久 (2020年) 『社会的養護』 学文社.
- 片山寛信 (2018) 「児童養護施設のアフターケアのあり方—当事者の語りからの一考察—」  
(金城学院大学) ,237.
- 厚生労働省 (2022年) 『社会的養育の推進に向けて』  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>,2023.12.05) .
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国退所児童等支援事業連絡会 () 「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業」  
(<https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/2016/170428taishojidou/houkoku.pdf>,2023.12.10) .
- 一般財団法人日本児童養護施設財団 (2022) 『児童養護施設で行う4つのケア』  
(<https://leavehome.org/topics/9145/>,2023.11.20) .
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国退所児童等支援事業連絡会 (2017)  
「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業」  
(<https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/2016/170428taishojidou/houkoku.pdf>,2023.12.05) .

## 謝辞

本研究を行うにあたり、同志社大学社会学部社会福祉学科鈴木良教授には、指導教員として様々なご指導をいただきました。心から感謝いたします。そしてインタビュー調査にご協力いただきました児童養護施設の職員の皆様に心からお礼申し上げます。